

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 【花伝】から【風姿花伝】への本文改訂  |
| Author(s)    | 表, 章  |
| Citation     | 語文. 1981, 38, p. 49-61  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/68678">https://hdl.handle.net/11094/68678</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 【花伝】から【風姿花伝】への本文改訂

## 表章

はじめに

世阿弥の最初の能芸論書たる『風姿花伝』は、当初からそう題されていたのではなく、本来の書名は【花伝】だったのを、応永二十年代後半になってから【花伝第七別紙口伝】元次本奥書の応永二十年六月以後、『花鏡』奥書の同三十一年六月以前の間)、世阿弥自身が【風姿花伝】に改めたものと考えられる。その事については、日本思想大系『世阿弥・禅竹』の補注二〇に略述したので、それを参看願いたい。＃大胆な推測＃と前置して提示した新見であったが、今は、＃奥義篇になって＃と言ったのを「応永二十年代後半になって」と改めたものの、至当の推測だったと確信している。

そして、【花伝】から【風姿花伝】への書名変更には、少なからぬ本文改訂が付随していたと考えられる。もともと、私の＃原書名【花伝】説＃は、全七篇から成る『華伝』の諸伝本調査の結果、巻序不記ながら第五の位置にある奥義篇までの本文を一括書きしている五卷本系諸本（金春本・宗節署名本・吉田本・宗節筆卷子本）は同一祖本に基づく同系本であり、その祖本は、『華伝』の原形のままではなく、世阿弥自身が後年に改訂を加えた本であると認定した

ことが、基礎になっている。前述の補注二〇でもその事を言い、改訂箇所について少々言及もしたが、詳述してはいない。その五卷本祖本（それは『風姿花伝』と改称された後の本であり、現存五卷本系諸本を校合してほぼ本文が把握できる）の改訂部分をより具体的に明らかにすることが、本稿の目的である。従って、考察の対象は五卷本の本文であり、第六花修と第七別紙口伝は直接の対象ではない。五卷本の本文改訂は必ずしも【花伝】から【風姿花伝】への改称と一体のものばかりではないが、改称以前の改訂も【花伝】から【風姿花伝】への過程として把握できよう。表題はそうした見地から付した。五卷本のどこが改訂箇所であるかは、『華伝』の本文研究の立場からだけ考えても重要な問題点のはずである。

なお、書名としての【花伝】や【風姿花伝】と区別するため、著述としての『風姿花伝』を『華伝』と記すことにする。その引用文は『世阿弥・禅竹』の校訂本文に従うことを原則とするが、振仮名の使用を避けて若干改変することもある。その本文の所在箇所も同書のページ数によって「58P」などの形で示す。

### 一 改訂部分推定の基本的態度

五巻本が『華伝』の成立当初の形のままでないことは、第三問答条々の末に応永七年の奥書があつて、そこまで最初の『華伝』は一応完結していたと考えられることから明らかである。それに続いて第四神儀と奥義篇とが合写されている五巻本の形が原形であるはずはない。両篇が追加されているのみならず、五巻本の本文（特に第三まで）は、当初の形にかなりの改訂や増補が加えられたものであると考えられる。その事は、各篇の各条の本文を精読し、論旨の流れ・組み立てを分析し、文体や語彙上の特色を注意深く検討し、『華伝』の他篇の論や世阿弥の他書の論と比較するなどの諸作業から総合的に把握できることで、私自身もこれまで種々の機会に増補と認められる部分を具体的に指摘してきたし、鑑賞日本古典文学『中世評論集』で能楽論を担当し、『華伝』の第三までに評釈を加えた伊藤正義氏も、同様の指摘を試みておられる。

そうした方法を、恣意的判断に陥り易い無用の事と感じる向きもあるかも知れないが、そうではない。世阿弥自筆本の残存する第六花修と第七別紙口伝以外は、原形のままでないことが明瞭な五巻本の本文に依拠せざるを得ない『華伝』の研究に於いては、五巻本の改訂・増補部分の確認は不可欠の作業であり、それは世阿弥の理論形成の過程を知るのにすこぶる有効でもある。そして、世阿弥伝書の場合は、(1)『花伝第七別紙口伝』に一種の本文（先に第四郎に相伝した世阿弥自筆本と、応永二十五年に元次に相伝した本）が伝存し、(2)『花鏡』の前身たる『花習』から応永二十五年に抜書した世阿弥自筆の「能序破急事」（『花習内抜書』）と応永三十一年奥書の『花鏡』の「序破急之事」とが共存し、(3)応永二十六年奥書の『音曲口伝』の一部と『花鏡』の一部が重複しているなど、世阿弥自身の本

文改訂の実態を明示する好資料が存在している。かつて講座日本文学『中世篇Ⅱ』の「世阿弥」で論じたことがあるように、(4)題目六ヶ条・事書八ヶ条の『花習』から題目六ヶ条・事書十二ヶ条の『花鏡』への増補の跡が、現存本『花鏡』にかなり明確に残っている事や、(5)金春禅竹に与えた『九位』には存在した九位への金・銀の配当が現存本『九位』では削除されている事も、参照できる。そうした事例を参考にして慎重に進めて行けば、五巻本に於ける改訂部分の推測は、恣意的判断に陥る危険性が比較的小さいのである。

むしろ、(1)~(5)の事例は、今の場合、世阿弥が若干の年月を隔てて同じ書物（または同じ論）を書くに際し、大幅に本文を改訂するのが常であった事を示すものとして注目すべきであろう。『華伝』の場合だけがそうではなかったとは考え難い。従来指摘されている以上に、五巻本には改訂部分が多いのではなからうか。そうした見地から、次節以下では、やや大胆な態度で五巻本の改訂部分を推測し、指摘してみようと思う。

ところで、前述した(1)~(5)の事例から知られる世阿弥の本文改訂の実態は、(A)まとまった一節の増補または削除、(B)一行程度の文の追加または削除、(C)「三番目ヨリ破ニワナルベシ」を「三番目ヨリは破也」と言い変える類の小改訂、(D)「大綱ノ申楽」を「大義の申楽」に変更する類の言葉の置き換えなど、多岐にわたっている。五巻本にも同様の改訂が施されているに違いない。右の内、五巻本に於いて最も認定し易いのは(A)の増補の部分である。従来指摘されてきた改訂部分もすべてそれであった。それに比し、(B)(C)(D)の如き小部分の改訂は、改訂後の本文にのみ基づいてそれを指摘することは不可能に近いと言ふべきであろう。一般的にはである。だが、世

阿弥の場合にはある程度の希望が持てる。彼の使用語彙に、独自の造語が多いとか禅林用語の借用が多いとかの特異性があり、かつ、ある時期にのみ集中的に用いているとか、ある時期以後にのみ愛用しているとか、用法に片寄りのある語が多いからである。

例えば、これは「原書名『花伝』説」に言及したことであるが、「風姿」なる語は、漢語として一応存在していたし、連歌論書にも稀には使用されているので、「風道」「風名」などは違つて世阿弥の造語ではないらしいが、書名『風姿花伝』の分を除けば、14例のすべてが『花鏡』の増補記事以後に「三体の風姿」とか「面白き風姿」とかの形で使用されており、『華伝』には一つも用例がない。

世阿弥の漢字への傾倒が強まった応永二十六年以後に彼の語彙に加わつたと見なすべきであろう。その語を頭に冠した『風姿花伝』が本来の書名ではないと考えるのは当然の見解であろうし、もし『華伝』の本文に「風姿」の語が使用されていたならば、直ちにそこを改訂部分と認めてもいいし、少なくともその疑いを抱くのが当然と言わねばなるまい。そのように、用法に片寄りのある語を手がかりとして、五巻本の小部分の改訂をも探知できるのではなからうか。次節以下の考察はそうした観点からの試論である。

## 二 「公案」の語をめぐって

世阿弥の伝書に「こうあん(公案)」の語が16例見られる。もともとは禅林用語で、師が禅の妙諦を理解させるため弟子に与える課題を意味する名詞であるが、世阿弥はそれを「工夫」に近い意味に使用(誤用)している。信頼するに足る伝本の文字づかいでは16例のすべてが仮名書であるから、世阿弥はこの語を耳で聞き知っていた

ものの漢字を知らず、「考案」などの意に受け取っていたのかも知れない。「公案して」「公案すべし」などと動詞化して用いた例が4例あるのも、彼が「公案」の語を正しく理解していなかったことを示している。それはともあれ、「公案」の16例中、永享二年奥書の『習道書』の本文最末尾に「かねての公案をもて能の序破急を延曲すべし」(24P)とある以外の15例が、すべて『華伝』の本文に見られ、かなり片寄つた使われ方がされている。一時期、世阿弥の愛用語だったらしい。

その「華伝」の15例は、第六花修に2例、第七別紙口伝(世阿弥自筆本も同じ)2例で、五巻本には11例(第一、第二、第三、第四、奥義0)現れる。第六と第七の用例は、動詞化した用法が含まれていないこと以外は特に注意すべき点は認められない。だが五巻本の「公案」は、不思議に、従来から増補として指摘されていた部分、または増補の可能性の強い部分、及び改訂と考えることのできる部分に多く現れるのである。

まず、最初の用例たる第一年来稽古条々「二十四五」の条の、

一、公案して思ふべし。我が位のほどを能々心えぬれば、それほどの花は一期失せず。位より上の上手と思へば、もとありつる位の花も失する也。よく／＼心得べし。(17P)

は、二十四五の時期が時分の花の盛りであることを強調し、それを自覚せずに真実の花に遠ざかることを強く戒めて、「初心と申はこの比のこと也」と結んだ本論のあとに、突然一ツ書の形で添えられた一文であり、私が『世阿弥・禅竹』の頭注で「以下は追記」とした部分である。追記即増補記事である。ここが本論とは若干質を異にする増補の記事であることは、誰の目にも明らかであると言つて

よからう。そうした部分に「公案」の語が現れているのである。

用例の順序通りではないが、第二物学条々「物狂」の項の後半の、又云、物まねなれども心得べき事あり。物狂は憑物の本意を狂ふといへども、女物狂などに、あるひは修羅闘諍・鬼神などの憑く事、これ、なによりも悪き事也。……所詮、これ体なる能をばせぬが秘事なり。……この公案を持つ事、秘事也。

又、直面の物狂、能を極めてならでは十分には……(24 P)

も、同じような所に「公案」の語が用いられている例である。この「物狂」の項は第二物学条々の中で特に長大であるが、それは「時の花をかざしにさすべし」で本論が終ったあとに、掲出したような「似合わぬ能をせぬが秘事」の論と男物狂論とが追加されているため、勿論増補と見なすべき追加である。冒頭の「又云」は、『世阿弥・禅竹』の頭注や補注一に指摘したように、世阿弥の「論を追加する時などの慣用句」で、「又云」で始まるまとまった記事のほとんどが増補であるとすら言える。他項に比較して著しく長い項には増補が含まれる場合が多いことにも留意すべきであろう。

また、第三問答条々の第5条の末尾部分に、

されば、上手にだにも、上慢あらば能はさがるべし。いはんやかなはぬ上慢をや。能々公案して思へ。上手は下手の手下、下手は上手の手下なりと工夫すべし。……「稽古は強かれ、情識はなかれ」とは、これなるべし。(33 P)

とある。右の引用文をも含めた第5条の後半は、情識・繫縛・上慢など「華伝」中では趣きを異にする語の集中的使用や、文体上の特色や、後補と見られる序の「稽古は強かれ、情識はなかれ」が引用されていることなどを理由に、伊藤正義氏が『中世評論集』に於い

て後年増補説を提起しておられる部分である。確かに、この条の本論は「さりながら能と工夫を極めたらんはこれを知るべし」までで一応完結している。それを補足している「いかなるをかしき為手なりとも」以下の後半は、増補と解して然るべきであろう。そこにはやはり「公案」の語が使われているのである。

同じ問答条々の第6条の結末の一文、

よく／＼公案して思ふに、幽玄の位は生得の物か。たけたる位は功入りたる所か。心中に案をめぐらすべし。(34 P)

は、「たけたる位」を年功によるものとする点が前文で「たけ」を生得の位としている論と合致せず、かねて問題とされていた所である。小西甚一博士が『能楽論研究』で前文の本論部分は観阿弥の論の祖述、右の部分だけは「あとで再考された世阿弥自身の意見」との説を提示されたのは、いわば該部分後年増補説であろう。本論を観阿弥の説とすることに賛成できないが、そこが増補であるとの見解には同感である。そこにも「公案」が含まれている。

以上に言及したのは、いずれも従来から増補として指摘されていた部分に「公案」の語が使用されている例である。そして、増補部分に「公案」の語が4例も見えることを踏まえて他の「公案」の用例を見てゆくと、従来は指摘されていなかったけれども増補と解し得る部分に「公案」の語が多く現れることに気付く。例えば、問答条々第8条の「しほれたる風体」の項は、「さるほどに、たとへにも申がたし」と本論を結んでいながら、二首の古歌を引き、

かやうなる風体にてやあるべき。心中にあてゝ公案すべし。

で終っている。「心中にあてゝ公案すべし」の一文だけが後補かとも疑えるが、「たとへにも申し難し」と言いながらすぐに古歌をた

とえとして添えてゐるのは不自然であるから、「古歌云」から以後が後年の増補である可能性がすこぶる強いように思われる。

また、同じ問答条々の第4条の後半部には、

されば、肝要、此道はたゞ花が能の命なるを、花の失するをも知らず、もとの名望ばかりを頼まん事、古き為手の返々誤りなり。……されば、主の心には随分花ありと思へども、人の目に見ゆるゝ公案なからんは、田舎の花、藪梅などの、いたづらに咲き匂はんがごとし。又、同じ上手なりとも、その内にて重々あるべし。たとひ随分極めたる上手・名人なりとも、この花の公案なからん為手は、上手にては通るとも、花は後まではあるまじきなり。公案を極めたらん上手は、たとへ能はさがるとも

花は残るべし。花だに残らば、面白き所は一期あるべし。されば、まことの花の残りたる為手には、いかなる若き為手なりとも、勝つことはあるまじき也。(31~32P)

と、「公案」が3例も集中しているが、ここも増補と解し得る記事である。末尾の一文が、若き為手が名人に立合で勝つことがあるのを不審とする問に対応する答の結びとして整っているし、前半も花の論であるため、増補であることが目立たないが、本論は「かやうのたとへを思ふ時は、一旦の花なりとも、立合に勝つは理なり」までで十分完結している。前半・後半とも花の論ではあるが、「此道はたゞ花が能の命」と言い、「一方の花」を極めることの有効性や、花の「人の目に見ゆるゝ公案」の必要性を説く後半の論は、世阿弥自身が「花の段」と呼んでいる問答条々第9条より詳細であり、第七別紙口伝の論を踏まえているかと思えるほど質が高い。ここにこんな論があるのは『華伝』の構成から見て不釣合なではなからう

か。末尾の上手の段階論が問の範囲を越えた論であることや、結びが前半の「五十以来まで花の失せざらん程の為手には、いかなる若き為手なりとも勝つことはあるまじ」と重複することをも参照すると、ここが後年増補である可能性はすこぶる高いように思われる。「公案」の語の多用をその傍証にしてもいいのではなからうか。

もう一つ、第二物学条々の「唐事」の条の末尾の、

この、異様したると申す事など、かりそめながら、諸事にわたる公案なり。なに事が異様してよかるべきなれども、およそ唐様をばなにか似すべきなれば、常の振舞に風体変れば、なにとなく唐びたるやうによそ目に見なせば、やがてそれになるなり。(26P)

もまた、増補と解される記事である。格別の風体で稽古の型木もない唐事の物まねの心得として、「一体異様したるやうに風体を持つべし」「出立を唐様にするならでは手立なし」と説き、「たゞ一模様心得んまでなり」と結んだ所までが本論であり、それに続く引用部分が増補の記事であることは、誰もが認めるところであらう。全体がそう長くはないこともあって、これまで増補記事として指摘されたことはなかったが、『世阿弥・禅竹』の翻印で言えば、直面が6行、法師が4行、修羅が7行、神が5行に過ぎないのに、重視してもいない唐事に8行を費しているのは、むしろ長すぎる。原則的にはよろしくない「異様」な様をあえてすることの意義を増補したために、他項より長くなつたと見るのが妥当であらう。

以上で「五巻本」に現れる「公案」11例中の9例に言及したことになる。9例が現れる七ヶ所ともに後年増補と見られる所であり、ある条の末部や後半に位置する例ばかりである。だが、ある条の末

尾部分に「公案」が使用されているものの、そこが後年増補とは言い切れない場合もある。第二物学条々「老人」の項の末尾の、

ことさら、老人の舞がより、無上の大事なり。花はありて年寄と見ゆるゝ公案、くはしく習ふべし。たゞ、老木に花の咲かんがごとし。(22 P)

である。ここは、形の上では勿論、論旨の面からも本論への追加記事と見なし得る所であるが、後年の増補と断定するには大きな難点がある。第七別紙口伝第3条「物マネニ似セヌ位アルベシ」の項にここを踏まえたと解される詳細な論が展開されているからである。だが、注意すべきは、別紙口伝の当該記事には、

マタ、老人ノ花ハアリテ年寄ト見ユル、口伝トイフハ、……老木ニ花ノサカンゴトシ。(58 P)

とあって(世阿弥自筆本は「…口伝に云」の形)、「公案」ではなく「口伝」とある事実である。先に成立した書物の一部を後に成った書に引用する際に必ずしも原文通りでなく引く事はあり得るから、本来は「公案」だったのを別紙口伝が「口伝」に変更した事も考えられなくはないが、別紙口伝の両本が共に「口伝」である事や、五巻本での「公案」の語の現れ方の特異性を考慮すると、別紙口伝の「口伝」が『華伝』の本来の形であり、五巻本の「公案」はそれを改訂した形であると解するのが至当であろう。世阿弥の本文改訂にはそうした言葉の言い換えがすこぶる多いのである。

だが、「公案」の語を含む「老人」の条の引用部分が増補記事である可能性も、小さくはない。やはり第三までの所説を踏まえて展開されている別紙口伝の第1条では、

シカレバ、花伝ノ花ノ段ニ、「物数ヲ極メテ、工夫ヲ尽クンテ

後、花ノ失セヌ所ヲバ知ルベシ」トアルハ、コノ口伝也。……

「花ハ心、種ハワザ」ト書ケルモ、コレナリ。  
物マネノ鬼ノ段ニ、「鬼バカリヲヨクセン者ハ、鬼ノ面白キ所ヲモ知ルマジキ」トモ申シタル也。……「巖ニ花ノ咲カンゴトシ」ト申シタルモ……(56 P)

と、踏まえた本文の所在に言及し、「ト書ケル」「ト申シタル」などの文言で以前に書いたことの再言である事を明示しているのに、第3条の「老人ノ花ハアリテ年寄ト見ユル、口伝」や「老木ニ花ノ咲カンゴトシ」にはそれがなく、別紙口伝の論が先行し、その要点を「老人」の項の末に増補したとも考えられるからである。

「口伝」を「公案」に改変しただけと見るか、「公案」の語を含む一節(但しその前文の「又花なくは面白き所あるまじ」以下の全体とも考えられる)を増補と見るか、択一はむづかしい。同じような比喩の「巖に花の咲かんがごとし」が「鬼」の条に本来存在していたことは、「老木に花の咲かんがごとし」が同様に「老人」の条にもとからあったことを思わせる点であるが、「老人」の条の論の流れからは増補説を採りたい気持の方が強い。いずれにしても、その「公案」が『華伝』にもともと存在した語ではなく、広義の改訂によって五巻本に含まれるに至ったことは確かであろう。

さて、五巻本の「公案」の用例中ただ一つ、ある条の後半や末尾ではなくて首部に現れるのが、第二物学条々「物狂」の冒頭の、  
此道の第一の面白づくの芸能なり。物狂の品々多ければ、この一道に得たらん達者は、十方へわたるべし。くり返し、公案の入べきたしなみなり。(23 P)

である。冒頭部とても増補される可能性はあるが、この全体を増

補と見るのは無理であろう。だが、他の10例の現われ方から見て、ここの「公案」が『華伝』にもともとあったとは考えにくい。もとは「工夫」などの語だったのを「公案」に改訂したとか、「くり返し」／＼公案の入べきたしなみなり」の一文が増補であるとかのケースを想定すべきであろう。そして、どちらかと言えば一文増補の可能性が強いように思う。それがなくても論旨には影響のない一文であるうえに、世阿弥の本文改訂にはそうした抽象的な一文を増補する傾向があるからである。例えば、ほとんど同文の一調二機三声論が「音曲口伝」と「花鏡」の両書の冒頭に収められているが、後に書かれた「花鏡」の分は本文末に「能々心中にあてゝ念ろうすべきなり」の一文が加わっている。「念ろう」は禅林用語「拈弄」のあて字で、世阿弥は「公案す」と同様に工夫をめぐらす意に用いているが、古賢の古則や公案を批判し解釈する意が本義であるから、公案とも縁の深い語である。一方は首部、一方は末部ながら、「物狂」の「くり返し」／＼公案の入べきたしなみなり」と「花鏡」の「能々心中にあてゝ念ろうすべきなり」とは、ほとんど同意であり、相互に入れ換えてもいいほどに両文のはたらきは似ている。「花鏡」の分と同様に「物狂」の分も後年の増補と見ていいであろう。

以上で『華伝』五巻本の「公案」の全用例について検討したことになる。11例中の10例までが増補ないし改訂と見られる部分に用いられているから、この語が『華伝』の最初の形の本が書かれた頃に世阿弥の語彙に含まれていなかったことは確実と思われる。「公案」の語を含む部分は、「物狂」の冒頭の分を含め、すべて増補ないし改訂された部分と判断しても、恐らく誤りないであろう。

思うに、世阿弥が「公案」を自己の語彙に加えたのは、その語が

一つも使用されていない奥義篇（の最初の形）の成立後、第六花修や第七別紙口伝の自筆本を書く以前、具体的には応永十年代中頃からではなからうか。その頃から禅に親しみはじめ、聞き覚えた禅林用語を自己の語彙として使い出したのであろう。そして、別紙口伝の元次本を書いた応永二十五年から【花伝】を【風姿花伝】に改めた頃にかけて比較的多用したようである。その後には『習道書』に1例のみで他書に全く使用していないが、これは、「拈弄」「安得」「見得」「安心」など、同意の別の語を使い出したことが主因であろうが、「公案」の真の意味を知ったためかも知れない。

それにしても、「公案」の語が五巻本の改訂部分に集中的に用いられている感じが強いが、これは、世阿弥に同じ語を同じ条に続けて使用する傾向が顕著である——例えば「工夫」の語は、五巻本の全18例中、7例が第三問答案々第5条、10例が奥義篇に現れる——のと一体の現象ではなからうか。つまり、改訂増補が時期を隔ててバラバラに行われたのではなく、一時にまとめて行われたために、そこに「公案」の語が集中的に使われたのではないか、との推測である。そしてそれは、書名を【花伝】から【風姿花伝】に改めたのと同時である可能性が最も強いものではあるまいか。

このあたり、世阿弥が禅に親しみはじめた時期と言い、五巻本の改訂時期と言い、慎重に検討すべき重要な問題について安直な推測説を展開している感じがする。今はこれ以上の深入りを避けるが、「公案」なる一語を契機とする五巻本の改訂部分探索がかなりに有効であることは確かであろう。

### 三 「得法」「見所」その他



『公案』と同様に用法に片寄りがあつて五巻本の改訂部分探索に役立つ語が他にもないか、一応調べてはみた。だが、柳の下になんとやらで、『公案』ほど効驗あらたかな語は他になさそうである。

しかし、用例数が少なく、『公案』ほど顯著ではないが、世阿弥伝書内での分布状態から見てその語が『華伝』の第三までに見えるのがおかしいのではないかと疑問を抱かせ、そこは改訂されているのではないかを思わせる語が幾つかはある。

その一つは、第一年来稽古条々の「四十四五」の項の冒頭に、

此頃よりは、能の手立、大かた変わるべし。たとひ、天下に許され、能に得法したりとも、それに付ても、よき脇の為手持つべし。(18P)

と見える「得法」である。この語は、『華伝』七篇の中でここに1例のみ現れる語で、他の世阿弥伝書では、『九位』1例、『却来華』2例、『きや状』4例である。他例はみな世阿弥の晩年の著作の中なのに、一つだけ第一年来稽古条々に見えるのはどうも気になる。

そう言えば、「能に得法したりとも」の「能」の語義も、「天下に許され」と並んでいるだけに、「芸術としての能」に近い意に解され、増補部分を除く第三までの「能」がほとんど「わざ」「能の一曲」「能の催し」の意であるとは違っている。少なくとも「能に得法したりとも」の部分は改訂されているのではなからうか。「得法」が「公案」と同じく禅林用語である点もそれを思わせる。やはり禅林用語である「情識」にしても、五巻本の冒頭の序と、問答条々第5条の後半(前節で増補と見なした部分)と奥義篇にのみ現われるのであつて、序も増補に相違ない所であるから、『華伝』の原形には一つも含まれていなかったと解される。「得法」が改訂によつて

加わつた語であることは間違いないのではあるまいか。原形には禅林用語が一つも含まれていなかった——その当時の世阿弥はまだ禅に親しんでいなかった——ことも十分考えられよう。

右に言及した「情識」の如く、第三までの中では増補と解される部分にのみ現れる語は他にも多い。問答条々第1条の後半部(明白な増補記事)に5例が集中している「成就」は最も顯著な例で、第六花修にも1例見え、『花鏡』以後の諸書に多用されているが、五巻本ではそこだけである。これらは、その語が現れるから増補であると主張することはできないにしても、そこが増補や改訂部分であることの傍証には十分なり得る。改訂部分探索に語彙の調査は大きなはたらきを持つと言ふべきであらう。

五巻本ではただ一つの用例が第三までに現れ、その語の世阿弥伝書内部に於ける現れ方から見ても、そこは増補であらうと推測される部分も、もう一ヶ所ある。第二物学条々冒頭の、いわば物まね総論とも言える左の記事である。

物まねの品々、筆に尽くしがたし。さりながら、此道の肝要なれば、その品々を、いかにもくたしなむべし。およそ、なに事をも残さず、よく似せんが本意なり。しかれども、又、事によりて濃きうすきを知るべし。

先、国王・大臣より始め奉りて、公家の御たふずまひ、武家の御進退は、及ぶべき所にあらざれば、十分ならん事難し。さりながら、能々言葉を尋ね、品を求めて、見所の御意見を待つべきをや。その外、上職の品々、花鳥風月の事わざ、いかにもく細かに似すべし。田夫・野人の事に至りては、さのみに細かに卑しげなるわざをば似すべからず。仮令、木こり・草刈・炭焼

・汐汲などの、風情にも成つべきわざをば、細かにも似すべきか。それより猶卑しからん下職をば、さのみには似すまじきなり。これ、上方の御目に見ゆべからず。若、見えば、あまりに卑しくて、面白き所あるべからず。此あてがひを、能々心得べし。(20P)

この序的な記事に続いて、女・老人・直面・物狂・法師・修羅・神・鬼・唐事の九種の対象についての物まね各論を展開し、末に短文ながら跋を置いているのが、第二物学条々の構成である。このように、『華伝』の第一次完結たる第三までの中で第二のみが序・跋を備えているという形態的特色に着目した伊藤正義氏は、内容的にも第一や第三より素朴な論を基調として見られる事をも考え合わせ、物学条々は本来は独立の一篇として書かれたもので、しかもそれは、第一や第三に先行する、世阿弥の最も早い著作ではなかったかと、推測しておられる(『中世評論集』218・284P)。伊藤説の当否について今は触れないが、そうした見解を生むほどに第三までの中で形態上特異なのが、右に引用した物まね総論である。そこを世阿弥自身による後年の増補部分と私は考えたいのである。

そう考えるに至った手がかりの一つは「見所(けんじょ)」の語である。引用文中の「見所の御意見を持つべきをや」を初出とする、観客または観客席を意味する「見所」は、世阿弥の愛用語で、奥義篇2、第六花修2、『花鏡』6、『拾玉得花』6など、世阿弥伝書に計22例(別に意味を異にする6例と「見所人」3例がある)現れるが、第三までには右の分ただ一つである。第三まででは、観客を意味する語としては「見物」「見物業」または「人」が使われ、観客席を意味しているのは「座敷」である。共に観客の意ではあっても、

「見物業」と「見所」とでは、後者に「批判者」的なニュアンスが感じられ、その意味では「見物業の御意見」より「見所の御意見」がふさわしい所ではあるが、第三までに次いで書かれたはずの第七別紙口伝ではそうした所をまだ「見物業」の語で表現している。『華伝』の第一次完結当時から「見所」が世阿弥の使用語彙に含まれていた可能性は、極めて乏しいのではなからうか。そういえば、その「見所」をはじめ「国王・大臣」「公家」「武家」「御進退」「御意見」「上職」「下職」「花鳥風月」「田夫・野人」「上方」など、右の文中には漢語または漢字合成語がすこぶる多く(例挙げた分はほとんどここ以外の所では使われていない語である)、文体の面でも物学条々の中でここは甚だ異質である。この文体は五巻本冒頭の序に近いのではなからうか。「事わざ」が序の「申楽延年の事わざ」とここにのみ見える語である事もそれを思わせる。その序は、私や伊藤氏がかねて後年増補説を主張している所なのである。ついでに言えば、「上職」「下職」ともに当時の一般通用語とは考えにくく、世阿弥の造語の感じが強いが、彼が造語癖を發揮するようになるのは応永二十年代後半になってからである。

また、先の引用文の末尾に見える「あてがひ」の語にも注意を要する。名詞「あてがひ」は全23例、動詞「あてがふ」は全20例で、共に世阿弥が多用した語であるが、五巻本ではそこが唯一の用例である。興味深いのは第七別紙口伝に於ける現われ方で、世阿弥自筆本の唯一の「あてがい」を応永二十五年の元次本は「アンリウ(安立)に改めているが、自筆本の「手だて」と「くふう」を元次本が「アテガイ」に変え、2例に増加している。その頃からこの語を愛用し始めたらしい。先に言及した「公案」「得法」「見所」のような

漢語のみならず、和語に於いても、世阿弥は時代の片寄りの跡を見せる使い方をしているのである。ある言葉のある時期に使っているか否かだけでなく、同じ語の語義が時期によって違っていると認められる場合もある。先の引用文中の2例の「わざ」もその例で、それを除く『華伝』七篇の9例がすべて演者自身の芸能または技術・演技の意であるのに、この2例は明らかに似せる対象の姿態の意である。これまた該部分の異質さを示す現象の一つであろう。

さらに言えば、世阿弥が初期の著述から序を備える整った形態を採用していたとは考えにくく、物学条々に当初から序があったとすればそれは極めて異例に属する事をも重視しなければならぬ。五卷本冒頭の序と第五相当の奥義篇冒頭の序の記事とは、共に世阿弥自身の後年の増補と考えられるので、それを除くと、世阿弥の著書で冒頭に序の記事があるのは、応永二十八年の『二曲三体人形図』と、晩年の著たる『五音』と、永享二年の『習道書』のみである。条目数が多くて序があってもよさそうな第七別紙口伝や『花鏡』にも序がない。世阿弥が著書に序を置く形を採用するようになったのは、応永二十年代後半以後のことではなからうか。

以上、飛び離れた段階での用例となる「見所」や「あてがひ」の語の存在、造語らしい「上職」や「下職」の使用、「わざ」の語義の特異性、漢語を多用する文体の異質さ、序の記事を持つこと自体の特異性など、多くの理由を挙げて、第二物学条々の序の記事が増補部分であることを論じてきた。今まで指摘されたことがなかったのが不思議に思われるほどに、増補である跡を顕著に残している部分と言っているのではなからうか。

ただ、物学総論の首部（先の引用では4行分）には、特に注意を

要する語も含まれず、文体も尋常であるから、そこは当初からあったもので、「先、国王・大臣より」以下が増補であると考える事も出来そうである。しかし、「女」以下の各論が、増補部分を除けば「仕立」(扮装)の重視に代表される素朴な物まね論の範囲に留まっているのと比較すると、「なに事をも残さず、よく似せんが本意なり」と物まねの基本的立場を明示した冒頭部はやや高次の論と言わべく、続く「しかれども、又、事によりて濃きうすきを知るべし」の一文は、前文と一体の基本方針であるのみならず、「先、国王」以下の具体的説明を予想しての文と解すべきであろう。短文であっても序が存在することの異例さに変りはないし、やはり序の記事の全体を増補と見て然るべきであると考ええる。

#### 四 五卷本の改訂部分総覧

事のついでに、これまで言及しなかった分をも含め、五卷本で改訂されていると見られる部分を一括掲出しておこう。書名や巻名の「風姿」が増補であることは一々言及せず、説明は簡潔にする。所在や範囲は『世阿弥・禅竹』のページ数・行数で示す。

〔序〕 14Pの序全体が増補であろう。かつて「世阿弥―その能芸論 展開の時期的区分を中心」(講座日本文学「中世編Ⅱ」)に論じたように、ここは奥義の首部と縁が深い。「非道」は両所にのみ現れる語である。申楽縁起説は勿論第四神儀の説の要約と考えられる。

〔第一年来稽古条々〕 「二十四五」の末尾2行増補説を第二節に述べたが、その直前の6行分(17P)も増補または改訂部分と思われる。「申楽にそびみたる輪説」の「輪説」が他に用例のない特異な語であるのみならず、「申楽」を「能の道」の意に用いているの

も第三までの中では異例で、そこが当初からの形ではない事を思わせるし、「されば時分の花をまことの花と……」云々の説は年来稽古論の次元を越えた花の論の感が強い。「されば」以下のみが増補で、「申楽にそばみたる輪説」あたりは改訂された形とも考え得るが、この時期こそが初心であることを首尾で強調している6行分全体が増補である可能性の方が強かろう。「初心」の語も、「五十有余」の条にも見えるが、当初から世阿弥の語彙に含まれていたかどうか疑われる要注意語である。「三十四五」の末尾2行(18P)も追加記事らしく、後年増補の疑いが濃い。「四十四五」の「得法」が改訂されて加わった語であろうことは前節に述べたが、この条の末尾5行分(19P)も増補の感が強い。そこに見える「たしなみ」は、名詞・動詞ともに要注意語の一つである。

〔第二物学条々〕冒頭の卷名の「物学」は改訂された文字違いであろう。第二の他例はみな「物まね」である。20Pの序的記事全体が増補であろうことは前節に述べた。「女」の条の末2行(21P)も増補ではなからうか。「老人」の末2行増補説は第二節に述べた。同条の「校」を振仮名で「あやまりたる」と読ませている前後には改訂の手が加わっている。「批判」も要注意語の一つと思う。

〔物狂〕の条首部の「公案」を含む一文増補説は第二節に述べた。後半の「又云」(23P)以下が増補であろうことは『世阿弥・禅竹』補注一に述べたが、注目すべきは、第六花修の第1条に「此心、二の巻の物狂の段に申たり」と、この記事への言及が見える事である。従ってこの増補は第六花修が書かれる以前であり、『風姿花伝』と書名を改めたのと同時ではない。24Pの「直面の物狂」論は増補部分にさらに増補が続いている形であり、世阿弥の本文改訂

作業の重層性を物語っている。

〔法師〕の条末尾の、「但、賦物によりて思ひのほかの手かずの入事もあるべし」の一文(24P)も、増補ではなからうか。「賦物」の語は『拾玉得花』とこのみに現れている。「鬼」の条の末部の「鬼ばかりをよくせん物は、鬼も面白かるまじき道理あるべきか」(26P)は、そこを背景とする第七別紙口伝第1条に「鬼、カリヲヨクセンモノハ、鬼ノ面白キ所ヲモ知ルマジキ」とあり(56P)。世阿弥自筆本も同じ、それが原形だったのを改訂した形と思われる。続く「鬼の面白からむたしなみ」も、「たしなみ」の語の用法が特異であり、多分改訂が加わっている。「唐事」の末尾3行分が増補であろうことは第二節で述べた。

物学条々の跋文の2行(27P)も、もとは「物まねの条々以上」程度だったのを改訂増補したものと考えたい。

〔第三問答条々〕第1条後半の「又云」(28P)以下が増補であろうことを『世阿弥・禅竹』補注一に言及したが、それは確実であろう。「秘義云」以下は増補部分に増補が続いている形である。ここに多出する「成就」の語に注意すべきことは第三節に言及した。

第3条首部の「序云、歌道を少ししたしなめとは、是なり」(30P)の一文は、増補に相違ない序の文言の言い変えであり、明らかに後年の増補であろう。この一文がない方が前後の文のつながりもよい。そこにも要注意語の「たしなむ」が使われている。その一行後の「されば、能をせん程の者の、和才あらば、申楽を作らん事、易かるべし。これ、此道の命也」も、第六花修の冒頭の記事と関連が深く、増補または改訂部分の可能性が強いように思われる。同条末の5行分が第六花修以後の増補であろうことは『世阿弥・禅竹』補

注二四に述べた。確実に増補と言える記事と思う。

第4条後半の「されば肝要(31P)以下、第5条後半の「いかなるをかしき為手なりとも(32P)以下、第6条の末尾2行分(34P)が増補であらうことは第二節に述べた。

第7条の末尾5行分(35P)は、第3条末尾と同じく第六花修以後の増補に相違あるまい。『世阿弥・禅竹』補注二四参照。その直前の「音曲・はたらき一心」の境地を説いた4行分も、花修第2条を踏まえての後年の増補であらう。竹本幹夫氏が「花鏡―舞は声を根とす」(『国文学』昭和55年1月号)で疑っているように、花修の説の方が祖形に近いと考えられるし、4行中に見える「堪能」も要注意語の一つである。第8条の「古歌云(36P)以下が増補であらうことは第二節に述べた。

第9条「花の段」の「能を尽くし、工夫を極めて後」の一句は、奥義篇には「物数を尽くし、工夫を極めて後」とあり、第七別紙口伝第1条には「物数ヲ極メテ、工夫ヲ尽クシテ後」とある。恐らくは別紙口伝の形が原形で、奥義の形を経て五巻本の形に改訂されたものであらう。同条末尾に「古人云」と題して引用されている慧能の偈は、勿論、禅に親しむようになった後年の増補と思われる。古歌や古典の文言を論の末尾に引用する形は、『花鏡』には見られるものの、『華伝』時代にはまだ採用していなかったであらう。

末尾の3行の跋文は、冒頭の序と対応するが、文言や文体が奥義の序の記事や跋文の記事に近似する。こゝも増補に相違あるまい。〔第四神儀〕第4条末尾の「秦氏安より」以下の3行(40P)は、それまでの記事とは違って円満井座の伝承がそのまま顔を出している部分であり、それまでは「上宮太子」だったのがここだけ「聖徳

太子」とあることが象徴するように、他とは異質である。識者からの聞書が主体の一篇に円満井座の伝承を附加して神儀篇が成立したとも考えられるが、やはり増補と見ておきたい。

【奥義】冒頭7行分(42P)の、『風姿花伝』述作の目的と書名の由来を述べた序の記事が増補であることは確実であらう。遅くとも応永二十年には成立していたはずの奥義が、当初から「風姿」を冠した書名を意識していたとは考え難いからである。本文中でも跋文でも「花伝」の名が用いられている。五巻本の奥義篇は第三までと同じく改訂を経た形と認めて然るべきであらう。

43P末の「又云」以下の4行も多分増補であらう。『世阿弥・禅竹』補注一―がここを「念のために言い添えたことのように、後年の追加とは別種である」としたのは、奥義にも増補がある事に気付いていなかったための不徹底で、論旨の流れから見ても増補と解するのが素直なようである。44P中ほどの「此たしなみの本意をあらはさんがため、風姿花伝を作する世」の一文は、木に竹をついだ感すらある挿入文であり、増補であることが明白である。「たしなみ」の語を含むが、序の記事にも2例、末部の増補部分にも4例見え、奥義を増補した際にはこの語(名詞・動詞)を多用したらしい。

末部の「一、此寿福増長のたしなみ」以下の4行(46P)も、一ツ書の形と言ひ、論旨と言ひ、追加記事であることが歴然としていゝ。「たしなみ」の多用、「妙花」の語の存在からも、後年増補に相違なく、序の記事と同じ時に加えられたのであらう。

末尾の4行の跋文(46P)は、増補記事ではあるまい。

以上が、現段階で私が考えている五巻本の改訂部分のすべてである。検討を深めれば、細部の改訂はもっと指摘できるはずである。

## 結 び

もし私の推論通りならば、『華伝』の第三までの原形は、現存五巻本に見られる本文から約三分の一を減じたものとなる。原形から削除された部分（それは把握不能）も少しはあったろうが、かなり縮小された形を原形と考えることにならざるを得ない。増訂がすこぶる多いということもある。そして、それは十分あり得ることと思ふ。第三奥書の応永七年から第七別紙口伝元次本奥書の応永二十年までは18年を隔てる。しかも【花伝】から【風姿花伝】への改称はもつと後年である。主題別に書名を異にする形で著述する方針をまだ採用せず、子孫に伝えたい事のすべてを【花伝】の名で書き遺そうとした期間が世阿弥には長かった。初期の方針のままで進んでいけば「花伝第十至花道」とか「花伝第十八習道書」とかの名目が生まれる可能性を持っていたのが【花伝】の性質であると私は考えている。しかも、第六花修は「心ざしの芸人より外は一見をも許すべから」ざる秘伝であり、第七別紙口伝は「一代一人ノ相伝」が原則で「一子タリトイフトモ無器量ノ者ニハ伝フベカラ」ざる秘書であった。その両巻を伝えずに奥義篇までを相伝する場合を想定して、『五巻本「華伝」』が書かれた可能性が強い。そうした性格の【花伝】の五巻本に改訂が多いのは当然視していいことであろう。

問題はその改訂の作業がいつ頃にどんな経緯で行われたかであるが、具体的に明示できないにしても、第三までで完結していた形に第四神儀と奥義を加えた段階と、書名を【花伝】から【風姿花伝】に改めた段階と、二度の機会にかなり集中的に行なわれたろうことはほぼ確かであろう。世阿弥がそう頻繁に『華伝』を書写したとは

考え難いから、ほとんどの改訂は二つの機会のどちらかに行われたと解していいのではなからうか。そして、序や、第二の序的記事・跋文や、第三の跋文など、形を整える結果になっている増補や、第四と奥義篇の改訂のすべては後の機会であろうし、第六花修や第七別紙口伝の本文を背景とする改訂も同様であろう。第二節にまとめ考察した「公案」の語を含む部分も、やはり後の機会と思われる。「物狂」の条の「又云」で始まる一節のみは最初の段階での改訂に相違なく、他にも同じ機会の改訂箇所があるはずであるが、明言はできない。使用語彙の分析を主体に、なお精査を期したい。

なお、本稿ではもっぱら五巻本の本文を問題にし、四巻本には意識して言及しなかった。奥義篇を持たず、神儀篇が「聞書云」と題されている四巻本を、かつては五巻本よりも『華伝』の原形に近い本として評価していたが、それも【風姿花伝】と題された本であつて、五巻本の祖本成立後に成立した本と考えるのが妥当であると、説を改めたためである。本稿の論旨からも、そう解するのが至当であると確信している。

最後に、第三問答条々第8条の「しはれたる」の論は全体が増補ではないか（全体の論旨の遊離性や「風情」の語義の特異性から）、第3条の「立合の手立」の論は全体が改訂されているのではないか（第六花修に「序破急の段」と言うのが前条と本条を合わせた形かもしれない、本条の分離独立が想定できることから）との疑念を抱いていることを、付言しておく。